

5月5日
から施行

大分市子ども条例を制定しました

子ども

この条例は、家庭、学校等、地域、事業主及び市が連携協力し、子育てや子どもの育ちを社会全体で支援することにより、すべての子どもが健やかに育つ社会の実現を図るため制定しました。

家庭

家庭は、子どもが育ち、生活習慣、社会規範などを学ぶ場としてとても大切です。子どもへの愛情や触れ合いは、子どもの健やかな育ちには欠かせません。子育てに困ったときは、市に相談や支援を求めることができます。

事業主

事業主は、ワーク・ライフ・バランスを図ることができる職場環境づくりが求められます。地域社会の一員として、学校等や地域、市などが行う、子どもが関わる活動に協力しましょう。

子どもは、健やかに育つための環境を求めることや、年齢などに応じてまちづくりに参加することができます。子どもは、自分が大切にされるのと同じように、他の人を大切にすることが求められます。

議会とは？

学校等

学校等は、集団生活の中で、豊かな人間性や社会性、成長に応じた学び・考え・解決する力などをはぐむことが求められます。子どもの心身の健やかな成長には、家庭や地域との連携も必要です。

地域

地域は、子どもの人間性や社会性をはぐむ場としてとても大切です。生活上の安全への配慮など、安心して生活できる環境づくりが求められます。交流の場などとおして、子どもの育ちを支えましょう。

市

市は、子どもの育成に関する施策を総合的かつ計画的に実施します。また、家庭、学校等、地域、事業主の役割に応じた取組みと互いの連携協力を支援します。議会は、市が行う子どもの施策に対し、評価などを行っていきます。

